

使 途 等 報 告 書

令和 7 年分

1	(ふりがな) 政 党 (支 部) の 名 称	しゃかいみんしゅとうとうきょうとれんごう 社会民主党東京都連合
2	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	東京都中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階
3	代 表 者 の 氏 名	青山 秀雄
4	会 計 責 任 者 の 氏 名	狩野 忠志

区	分
☐ 政	党
☒ 政	党 の 支 部

すべての事務担当者の氏名

狩野 忠志

(電話) 03 (3363) 9311

05/3/01000

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

政党交付金（支部政党交付金）の総額……………①	13,715,000
前年末政党基金（支部基金）残高……………②	0
政党交付金（支部政党交付金）による支出総額（④＋⑤）……………③	13,715,000
政党交付金（支部政党交付金）支出充当額総額……………④	13,715,000
政党基金（支部基金）支出充当額総額……………⑤	0
政党基金（支部基金）の積立てに充てるために取り崩した政党基金（支部基金）の額…⑥	0
政党基金（支部基金）積立総額（果実を含む。）……………⑦	0
政党基金（支部基金）の運用により収受した果実の総額	0
本年末等政党基金（支部基金）残高（②－⑤－⑥＋⑦）……………⑧	0
（備 考） ①－③＋②－⑧	0

2 政党交付金（支部政党交付金）の内訳

	年 月 日	金 額
社会民主党全国連合	2025年4月18日	600,000
社会民主党全国連合	2025年4月21日	200,000
社会民主党全国連合	2025年5月16日	9,000,000
社会民主党全国連合	2025年5月16日	1,500,000
社会民主党全国連合	2025年7月18日	600,000
社会民主党全国連合	2025年10月20日	1,215,000
小 計		13,115,000

2 政党交付金（支部政党交付金）の内訳（続き）

	年 月 日	金 額
社会民主党全国連合	2025年10月20日	200,000
社会民主党全国連合	2025年12月8日	400,000
小 計		600,000
合 計		13,715,000

(その3)

3支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額			備 考
	(単位：円)	政党交付金（支部政党交付金）充当額	政党基金（支部基金）充当額	
1 支部政党交付金	0	0	0	
2 経常経費				
(1)人件費	0	0	0	
(2)光熱水費	39,530	39,530	0	
(3)備品・消耗品費	0	0	0	
(4)事務所費	2,520,000	2,520,000	0	
小 計	2,559,530	2,559,530	0	
3 政治活動費				
(1)組織活動費	855,470	855,470	0	
(2)選挙関係費	10,000,000	10,000,000	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	0	
エ その他の事業費	0	0	0	
(4)調査研究費	0	0	0	
(5)寄付金	300,000	300,000	0	
(6)その他の経費	0	0	0	
小 計	11,155,470	11,155,470	0	
合 計	13,715,000	13,715,000	0	

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目区分 事務所費（事務所の賃借損料）			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在 地）	備考
	(単位：円)	政党交付金（支部政 党交付金）充当額	政党基金（支部基 金）充当額				
家賃	210,000	210,000	0	2025年1月21日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年2月13日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年3月18日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年4月8日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年5月14日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年6月12日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年7月14日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年8月20日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年9月10日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年10月8日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年11月12日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
家賃	210,000	210,000	0	2025年12月19日	飯島章枝	中野区東中野1-50-2オクト森ビル4階	
この頁の小計	2,520,000	2,520,000	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	2,520,000	2,520,000	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目区分 組織活動費（組織対策費）			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	(単位：円)	政党交付金（支部政党交付金）充当額	政党基金（支部基金）充当額				
会場費	695,750	695,750	0	2025年2月13日	東京消防協会 スクワール麴町	千代田区麴町6-6	
印刷代	159,720	159,720	0	2025年3月28日	しらかば工房	練馬区春日町3-29-41-402	
この頁の小計	855,470	855,470	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	855,470	855,470	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表			項目区分 選挙関係費（陣中見舞い）				
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあっては、主たる事務所の所在 地）	備考
	(単位：円)	政党交付金（支部政 党交付金）充当額	政党基金（支部基 金）充当額				
陣中見舞い	1,000,000	1,000,000	0	2025年2月6日	西 美友加	東京都中央区晴海3-13-1-4616	
陣中見舞い	1,000,000	1,000,000	0	2025年5月15日	愛 みち子	東京都中央区晴海4-1-1-1208	
陣中見舞い	8,000,000	8,000,000	0	2025年6月2日	西 美友加	東京都中央区晴海3-13-1-4616	
この頁の小計	10,000,000	10,000,000	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	10,000,000	10,000,000	0				

(2) 支出の内訳表			項目区分 寄附金 (寄附)				
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	(単位：円)	政党交付金 (支部政党交付金) 充当額	政党基金 (支部基金) 充当額				
寄附金	300,000	300,000	0	2025年5月19日	金まさのり後援会	東京都杉並区西荻北2-22-9	
この頁の小計	300,000	300,000	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	300,000	300,000	0				

監査意見書

2026 年 1 月 31 日

党則第 40 条に基づく監査の結果について、下記の通り報告いたします。

記

1. 実施した監査の概要

2025 年支部政党交付金

2. 監査の対象となる会計帳簿、領収書及び残高証明書等についての意見

いずれも誤りないことを確認いたしました。

3. その他の監査上の特記事項

特になし

政党（支部）の名称
監査した者の職・氏名

社会民主党東京都連合

会計監査

市原 広子



宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等及び残高証明等の写し等

② 監査意見書

3 監査報告書（本部に限る。）

4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書

5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 28 日

政党（支部）の名称 社会民主党東京都連合

会計責任者の氏名 狩野 忠志



（ 備 考 ）

会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。